

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則

平成16年4月1日

規則第30号

最終改正 令和3年10月12日

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学位の授与については、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位の授与は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項第2号に規定する教育施設（以下「教育施設」という。）に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学の学部に対応する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の修士課程に対応する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。ただし、機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文の審査に代えることができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の博士課程に対応する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の申請)

第5条 前三条の規定により学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号による学位授与申請書に、次表の第1欄に掲げる学位の種類に応じ、同表第2欄に定める書類等を添え、同表第3欄に掲げる期限以内に、機構長に申請するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
学 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書	教育施設の課程修了後1月以内
修 士	イ 教育施設の長の発行する課程の修	教育施設の課程修了後1月以内

	<p>了証明書及び単位修得証明書</p> <p>ロ 論文（第3条ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。） 1部（ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録したものとする。）</p> <p>ハ 論文の写し 3部（上記ロの論文を印刷し、製本したもの。）</p> <p>ニ 論文の内容の要旨 1部</p> <p>ホ 別記様式第2号による論文目録 1部</p> <p>ヘ 別記様式第3号による履歴書</p> <p>ト 上記ニ及びホの電磁的方法による記録に係る記録媒体</p>	
博 士	<p>イ 教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書</p> <p>ロ 論文（第3条ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。） 1部（ただし、電磁的方法により記録したものとする。）</p> <p>ハ 論文の写し 3部（上記ロの論文を印刷し、製本したもの。）</p> <p>ニ 論文の内容の要旨 1部</p> <p>ホ 別記様式第2号による論文目録 1部</p> <p>ヘ 別記様式第3号による履歴書</p> <p>ト 上記ニ及びホの電磁的方法による記録に係る記録媒体</p>	教育施設の課程修了後1月以内

- 2 前項の規定により提出する論文は、1篇に限るものとする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。
- 3 第1項の表第2欄により提出する電磁的方法による記録に係る記録媒体の仕様その他については別に定める。
- 4 機構長は、審査のため必要があるときは、論文の訳文又は当該論文に係る模型若しくは標本等を提出させることができる。
- 5 第1項の規定により学位の授与を申請する者は、学位審査手数料として、学士にあっては32,000円、修士にあっては44,000円、博士にあっては87,000円を納付しなければならない。

6 受理した学位授与申請書及び論文等並びに学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(審査の付託)

第6条 前条の規定により学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第7条 学士の学位授与に係る審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る当該教育施設の長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明に基づき審査し、その結果を機構長に報告する。

(修士及び博士の学位授与の審査)

第8条 修士又は博士の学位授与に係る審査の付託があったときは、学位審査会は、当該論文の審査及び試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に論文の審査及び試験を付託する。

2 専門委員会においては、論文1篇につき、修士にあつては2名以上、博士にあつては3名以上の担当専門委員により当該論文の審査及び試験を行う。

3 担当専門委員は、論文の審査及び試験のため必要があるときは、当該教育施設の課程において研究指導等を担当していた者から研究指導の状況等について聴取することができる。

4 試験は、口述又は筆記の方法により行う。

5 担当専門委員は、論文の審査及び試験が終了したときは、論文の内容の要旨並びに審査及び試験の結果の要旨を専門委員会に報告する。

6 専門委員会は、前項の報告に基づいて論文の審査及び試験の結果を学位審査会に報告する。

7 学位審査会は、前項の報告に基づいて修士又は博士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に報告する。

8 学位審査会又は専門委員会において、修士又は博士の学位授与の可否について審査を留保し、継続して審査することが適当であると認めるときは、申請者に対し期日を定めて論文の補正及び関係資料の提出を求めることができる。

(審査期間)

第9条 審査は、学位授与申請書の提出があったときから、学士の学位については1月以内、修士又は博士の学位については6月以内に終了するものとする。ただし、前条第8項の規定により継続して審査することが適当であると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第10条 機構長は、第7条又は第8条第7項の規定による学位審査会の報告に基づき、

学位を授与する者には学位の種類に応じ、別記様式第4号又は第5号による学位記を授与し、学位を授与しない者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

第11条 学位を授与するに当たっては、当該学位記に適当な専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文要旨等の公表)

第12条 機構長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、機構長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前項の規定に基づいて公表する論文は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により機構へ提出するものとする。提出の方法その他については別に定める。

(学位の名称)

第14条 機構から学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月12日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規定中修士及び博士の学位審査手数料に係る部分については、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月14日）

この規則は、平成25年5月14日から施行する。

附 則（平成26年2月10日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月9日）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年10月12日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第5条関係)

学位 (学士、修士、博士) 授与申請書

(元号) 年 月 日

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構長 殿

氏名

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則第5条の規定により、下記の書類等及び学位審査手数料〇〇円を添え、(学士、修士、博士)の学位の授与を申請します。

- 1 課程の修了証明書及び単位修得証明書
- 2 論文
- 3 論文の写し 3部
- 4 論文の内容の要旨 1部
- 5 論文目録 1部
- 6 履歴書 1部
- 7 2及び4～5の記録媒体

(備考) 2～7の書類等は、修士又は博士の学位授与申請の場合に添付する。

別記様式第3号 (第5条関係)

履 歴 書

本籍
現住所

ふりがな
氏 名
生年月日
性別

学歴
年 月 日
年 月 日

職歴
年 月 日
年 月 日

研究歴
年 月 日
年 月 日

賞罰
上記のとおり相違ありません
(元号) 年 月 日
氏 名

(備考) 本籍は、博士の学位授与申請の場合のみ記載する。

別記様式第2号 (第5条関係)

論文目録

論文

- 1 題目
- 2 公表の方法及び時期
(未公表の場合は予定を記入)
- 3 冊数

参考論文

- 1 題 目
- 2 公表の方法及び時期
(未公表の場合は予定を記入)
(元号) 年 月 日
学位授与申請者
氏 名

(備考) 参考論文の欄には、提出する参考論文のほか参考となる論文を列記すること。

別記様式第4号 (第10条関係)

第 号	独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 人 ・ 学 位 授 与 機 構 長 印	(元号) 年 月 日	の に 修 了 し 本 機 構 の 所 定 の 審 査 に 合 格 し た の で 学 士 (〇〇) (〇〇)	「教育施設及び課程」を	氏名 生年月日	学 位 記
--------	--	------------	---	-------------	------------	-------------

別記様式第5号（第10条関係）

学位記

氏名
生年月日

「教育施設及び課程」を
修了し本機構の所定の審査
及び試験に合格したので
（修士（○○）博士（○○））
の学位を授与する

（元号） 年 月 日

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構長
印
第 号